様式１

一般競争入札参加資格確認申請書

　　年　　月　　日

愛知県公立大学法人理事長　　殿

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

令和４年６月２１日公告の愛知県立芸術大学音楽学部棟野外観覧席設置工事に係る一般競争入札に参加を希望しますので、必要書類を添えて申請します。

併せて、申請書その他提出書類の内容については事実と相違なく、また、下記の要件を満たすことを証します。

なお、事実と相違している場合は、いかなる不利益な取扱いを受けても異議を申し立てません。また、それにより損害を与えた場合は無条件で賠償します。

記

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県公立大学法人の契約にかかる取引停止の取扱要綱」に基づく取引停止の措置を受けていないこと。

(3)　 以下のいずれにも該当しないこと。

　ア　暴力団 （愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

　エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

　オ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

　カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

　キ　前各号のいずれかに該当することを知りながら、これを利用するなどしている者

(4)　(3)のアからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人に該当しないこと。

(5)　 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(6) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア　「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社日建設計

イ　「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当する者である。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者（100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんでて株式を有し又は出資している建設業者を含む。）

（イ）当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者

（ウ）その他当該受託者と特別な提携関係があると認められる建設業者

 (7)　愛知県競争入札参加資格者名簿（令和4・5年度）の建築工事業に登録されている者であること。

　(8)　建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建築工事業について、特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

 (9) 愛知県内に建設業法第3条に規定する営業所を置き、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

(10) 過去5年間において、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校法人における建築工事において、新営もしくは改修工事（2,000万円以上）の実績を有すること。

 (11) 建設業法第26条に定める建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。

配置予定の主任技術者等は、工事で監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する者であること。なお、工事の途中で主任（監理）技術者又は現場代理人の交代があった場合は、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービスの変更届及び実施工程表により従事した経験が確認できる場合に限り認める。